

太田市入札心得

太田市入札心得（平成17年3月28日制定）の全部を改正する。

1 目的

太田市の契約に係る一般競争及び指名競争の場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及び太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号。以下「規則」という。）その他の要綱、要領等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 入札参加者の心得

2-1 入札参加申請

- (1) 一般競争に参加しようとする者は、入札公告に示した日時までに入札参加資格要件を具備していることを確認のうえ、契約条件及び契約約款並びに暴力団排除に関する誓約事項等を十分理解し、参加申請を行わなければならない。

なお、ぐんま電子入札共同システム（以下「システム」という。）による電子入札の場合は、システムにより参加申請を行うものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、太田市契約規則第5条に規定する額以上を入札保証金として納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2-2 入札案件に対する疑義

- (1) 入札参加者は、入札公告又は指名競争にあつては指名通知書（以下「入札公告等」という。）、設計書、図面及び仕様書並びにその他書面（以下「入札関係図書」という。）について疑義があるときは、書面により関係職員の説明を求めることができる。
- (2) (1)の質問書に対する回答は、ホームページ、電子メール又はファクシミリなどにより、入札参加者全員に行うものとする。ただし、質問者のみに回答する旨が明記されている事項については、この限りでない。

2-3 入札書の作成

- (1) 入札参加者は、入札公告等及び入札関係図書に基づき、積算を行い、入札書を作成しなければならない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額に関わる消費税及び地方消費税の額を加算した額をもって落札金額とすることから、入札参加者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税の額を減算した金額を記載するものとする。ただし、消費税及び地方消費税の額を加算した額を記載するよう指示されている場合は、課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、契約希望金額を記載するものとする。
- (3) 誤字、脱字及び押印漏れ等に十分注意して入札書を作成することとする。

2-4 入札書の提出

- (1) 入札書を持参する場合は、案件ごとに封緘し、入札公告等で指示された事項を記載し、指定された日時に提出しなければならない。
- (2) 入札書を郵送により提出する場合は、入札公告等に示された日時及び方法により提出しなければならない。
- (3) 入札書をシステムにより提出する場合は、システム入力画面上で入札書を作成し、提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- (6) 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (7) 郵便又は電子入札の場合は、(4)、(5)及び(6)を適用しないものとする。

2-5 工事費内訳書の作成

- (1) 入札参加者は、入札公告等において、工事費内訳書の提出が求められている案件については、入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳書の作成及び提出方法については、入札公告等において示されたとおりとする。

2-6 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札公告等で示した期日までは、いつでも入札を取りやめることができる。なお、入札を辞退した場合でも、これを理由として以降の指名等について、不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度入札を行う場合は、入札の執行に至るまでは、入札を取りやめることができる。
- (3) 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札公告等で指定された方法で入札辞退届を提出しなければならない。なお、電子入札の場合は、システムにより入札辞退届を提出しなければならない。

2-7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他いかなる相談も行ってはならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2-8 異議の申立

入札をした者は、入札後、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

3 入札執行者の心得

3-1 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
 - ア 指名競争において入札参加者が1者である場合。ただし、市長が指名した者が当該案件を履行することに合理性があると認め、指名通知書等に入札参加者が1者である場合においても入札が成立する旨を明記した場合は、この限りではない。
 - イ 天災その他やむを得ない理由による場合
 - ウ 入札公告等又は入札関係図書に誤りがあった場合
 - エ 適正な入札の執行が確保されないと認められる場合

3-2 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札のほか、別に定める基準に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一事項に対し2以上の入札をした者のした入札
- (3) 入札に際し不正の行為のあった者のした入札
- (4) 入札保証金が太田市契約規則第5条に規定する額に達しない者のした入札
- (5) 入札書に必要な事項を記載しなかった入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した者のした入札

3-3 失格

次のいずれかに該当する者のほか、別に定める基準に該当する者は失格とする。

- (1) 入札開始時に入札会場に到着していない者
- (2) 失格基準価格又は最低制限価格未満の入札をした者
- (3) 予定価格を事前公表している案件において予定価格超過の入札を行った者
- (4) 入札日において、入札参加資格要件に該当しなくなった者
- (5) 執行者の指示に従わない者

3-4 入札不調

次のいずれかに該当する場合は入札を不調とする。

- (1) 再度入札を行わない入札若しくは入札公告等で示した再度入札の最終回において、入札参加者全員が予定価格超過の入札をしたとき
- (2) 最低制限価格又は失格基準価格を設定した案件において、入札参加者全員が最低制限価格未満又は失格基準価格未満の入札をしたとき
- (3) 入札参加者がいないとき
- (4) 入札において、落札者がいないとき

3-5 同価格の入札者が2以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
なお、電子入札の場合は、システムにおける電子くじにより落札者を定める。
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
なお、入札参加者の中から選任された者が入札に立ち会っている場合は、当該立会人にくじを引かせる。

3-6 再度入札

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないとき（令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに又は執行者が指定する日時において再度の入札を行うことがある。
- (2) 入札公告等において、工事費内訳書の提出が求められている案件については、再度入札においても入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、初度入札後、直ちに行う再度入札については、この限りではない。
- (3) 再度の入札の回数は、入札公告等で示した回数とする。
- (4) 予定価格を事前公表している案件については、再度入札を行わないものとする。
- (5) 再度入札に参加できる業者は、初度の入札に参加した者とする。ただし、初度の入札において失格となった者及び無効の入札をした者は、再度入札に参加することはできない。
- (6) 再度入札において、再度入札前の最低入札価格を上回る価格で入札した者は、失格とする。
- (7) 最低制限価格又は失格基準価格が設けられている場合、最低制限価格未満又は失格基準価格未満の入札をした者は、その入札のそれ以降の入札に参加することはできない。

3-7 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者（事後審査型の場合は落札候補者とし、資格要件確認審査を行った後に落札者とする。以下同じ。）とする。ただし、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 一般競争において、令第167条の10の2により落札者を決定する場合は、(1)の規定にかかわらず、入札公告等で示した方法により落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定したときは、落札者に落札通知書又は口頭をもってその旨を通知する。

3-8 落札決定の取り消し

落札決定後、3-2(1)から(6)のいずれかに該当する事実があると判明した場合は、落札者の決定を取り消すものとする。

4 落札者の心得

4-1 契約保証金

落札者は、契約と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。また、本心得に定めのないことについては、太田市契約保証金取扱要領による。

- (1) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、規則の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券に係る保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 金銭的保証では、履行保証として十分でないため、役務的機能を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証（瑕疵担保特約を付したものに限り。）で、保証契約金は、契約金額の10分の3以上とする。

4-2 課税及び免税事業者届書

落札者は、課税事業又は免税事業者の届け出をしなければならない。ただし、提出を要しない旨の指示があったときは、この限りでない。

4-3 契約書の提出

- (1) 落札者は、落札した日から10日以内に契約書及び関係書類を提出しなければならない。この場合において、特別の理由があるときは、その期間の延長をすることができるものとする。
- (2) 落札者が(1)で規定する期間内に契約書及び関係書類を提出しなければ、落札はその効力を失うものとする。

附 則

この心得は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年7月1日から施行する。